放課後子供教室・学校との連携

現　状

１．放課後子供教室との連携の現状　＜放課後児童健全育成事業実施状況調査（R3.5.1時点）より＞

（１）同一小学校区内での実施状況

２６３クラブ中　１４０クラブ　（５３．２％）

※「新・放課後子ども総合プラン」においては2023年までに『全ての小学校区内で一体的又は連携して実施』とされている

（２）クラブに通う子どもが放課後子供教室の活動プログラムに参加（一体型の実施）　※2023年までに全国で『１万箇所以上で実施』が目標とされている

年度	令和元年度	令和２年度	令和３年度
実施箇所数	75	82	74

⇒放課後児童クラブと放課後子供教室の一体型の実施は県内で増加には至っていない

２．学校との連携の現状　＜放課後児童健全育成事業実施状況調査（R3.5.1時点）より＞

（１）学校との情報交換

子どもの様子の変化等に対応できるよう、学校関係者との情報交換を行うとともに、いじめ、虐待を受けた児童の利用に当たって必要な情報交換を行っているクラブ

２６３クラブ中　２６１クラブ

（２）学校施設の利用

学校施設（校庭、体育館、余裕教室等）を利用できるよう学校との連携を図っているクラブ

２６３クラブ中　２２１クラブ

学校との連携に係る具体的な内容について市町村アンケートで把握したところ、想定されうる児童関係、家庭関係、緊急対応、施設利用のほか、定期連絡会や学校行事等についても情報交換を行っている事例があった。

（1）学校との情報交換　（2）学校施設の利用

	児童関係	家庭関係	緊急対応	施設利用	その他
具体的内容	・児童の様子、体調 ・出欠確認 ・下校時刻 ・児童同士の関係 ・要支援児童の様子	・家庭状況（虐待等） ・保護者対応の様子	・緊急時の下校方法 ・警報時学校待機名簿	・学校施設の活用	・定期連絡会の実施 ・学校行事の予定

（３）放課後児童クラブ所管と学校所管　＜市町村アンケート（R3.7.1）より＞

連携の難しさには、クラブと学校の所管が福祉部局と教育委員会で分かれている市町村が多いことも一因。

クラブ所管部局と学校所管部局が、同一の市町村は１０市町村

（奈良市、桜井市、生駒市、香芝市、平群町、斑鳩町、明日香村、吉野町、下市町、下北山村）

そのうち、所管課まで同一であるのは６市町村（桜井市、平群町、明日香村、吉野町、下市町、下北山村）

⇒所管が同一の市町村では、学校とクラブの連携を円滑に行うことが比較的容易であると考えられる。

放課後子ども教室・学校との連携

課　題　市町村アンケートの結果、学校との連携に係る具体的な課題を把握した。

学校との連携に係る課題　＜市町村アンケート（R3.7.1）より＞

①連携のとれていないクラブがある
②学校との調整が困難
　・個人情報の取り扱いが難しい（どこまで守れるか、踏み込むべきか）
　・学校とクラブで勤務時間が異なるため連携できる時間の確保が困難
　・学校の先生と支援員の間で考え方の違いがあり、すりあわせが多い
　・小学校や教員によっては非協力的
　・学校の施設利用は学校の施策（不登校対策、職員会議等）が優先
③市町村を通して学校に要望する場合、実現までに時間を要する

取　組

今後の県の取組案

① 連携の取れていないクラブに対し、ほとんどのクラブで連携ができていることやその具体的な連携の工夫について資料提供（市町村経由）する等、学校との連携が進むよう支援する。

○連携における工夫　＜市町村アンケート（R3.7.1）より＞

・年に一回程度クラブの代表と学校長が懇談
・クラブからの積極的なコンタクト
・小学校から保護者への一斉連絡ツールにクラブも登録
・１つの校区内に複数の学童があるところで、窓口となる代表主任学童を決めて連絡
・運営主体（社会福祉法人）がクラブと学校の間に入る専属の事業部を設置している
・緊急時の対処は迅速に電話にて連絡
・学校とクラブの兼務者が参加するミーティングで情報共有
・クラブ長が学校とクラブの橋渡しを行っている

○学校が協力的である事例

・学校の担任教諭との連携を密に取れる
・学童で起きたことにも学校側が積極的に関わり、児童の課題解決に取り組んでくれる

○市町村所管課による取組事例

・所管課の職員が学校とクラブの連携を調整している
・クラブと学校間だけのやりとりにはさせず、双方の所管課を通じて連携をしてもらっている

② 全市町村に対し、学校との調整が難しい要因となっている個人情報に係る具体的な取組事例について会議等の場を活用して紹介、学校施設の利用に係る協定書雛形をメールで再度周知徹底する等、学校との調整が進むよう支援する。

個人情報の取扱い　＜市町村アンケート（R3.7.1）より＞

○クラブ内での取扱い例	○市町村担当課での取扱い例	○対保護者との調整例
・必要な情報のみを共有（情報の共有を最低限に） ・口頭による伝達のみとし、文書の作成等は行わない ・鍵等の個人情報に影響を及ぼす可能性のある備品の貸し出しには借用書を提出	・市の個人情報保護規定を遵守 ・市町村のクラブ担当職員が学校と学童間の連携を調整している ・必要な場合のみ市町村の担当課から情報を開示 ・原則として、市町村担当課内で完結させ、クラブの支援員には情報を伝えない	・入所時に、必要な場合には関係機関と情報共有をする旨の同意書を提出 ・同意書に加え、センシティブな情報については支援員が直接ヒアリングを行った上で情報のやりとりを行う ・毎年度当初に情報連携に係る利用規約の同意をもらっている

③ クラブの抱えている課題への市町村側の対応状況を把握していないため、今後実態の把握に努める。